

ご家族、民生委員、
介護ヘルパー、
ご近所の皆さんへ

まわりの方々の見守りが 高齢者の消費者被害を防ぎます。

こんなことがあつたら…

- 外出が増えた
- 電話を取るのを敬遠する
- 憂鬱そうな様子
- お金に困っているような様子
- 見慣れない人が頻繁に入り出する
- 見慣れないダンボールや多くの新しい品物があるなど

本人に事情を聞いてみてください。

- 原因が悪質商法によるものなら、すぐに相談するようお話しください。
- 一人暮らしのお年寄りには特に声かけをお願いします。
- 一人での相談が不安なお年寄りには付添っていただけと相談しやすいようです。



ご家族の方へ

認知症などの症状が見られる場合は、成年後見制度の利用も考えてみましょう。
成年後見制度については市区町村の地域包括支援センターにお問合せください。

困った時は早めに相談しましょう。

原則ご本人からですが、場合によってはご家族などからの相談もお受けします。

幸田町消費生活相談

- 電話番号／(0564) 62-1111
- 受付時間／毎月 第1・第3金曜日
13:00～16:00

※相談日が祝日の場合は、前日を相談日とします。

愛知県西三河県民 生活プラザ

- 電話番号／(0564) 27-0999
- 受付時間／月～金 9:00～16:30

▼土曜日・日曜日の相談は次のところへ▼

愛知県中央県民 生活プラザ

- 電話番号／(052) 962-0999
- 受付時間／土・日 9:00～16:00

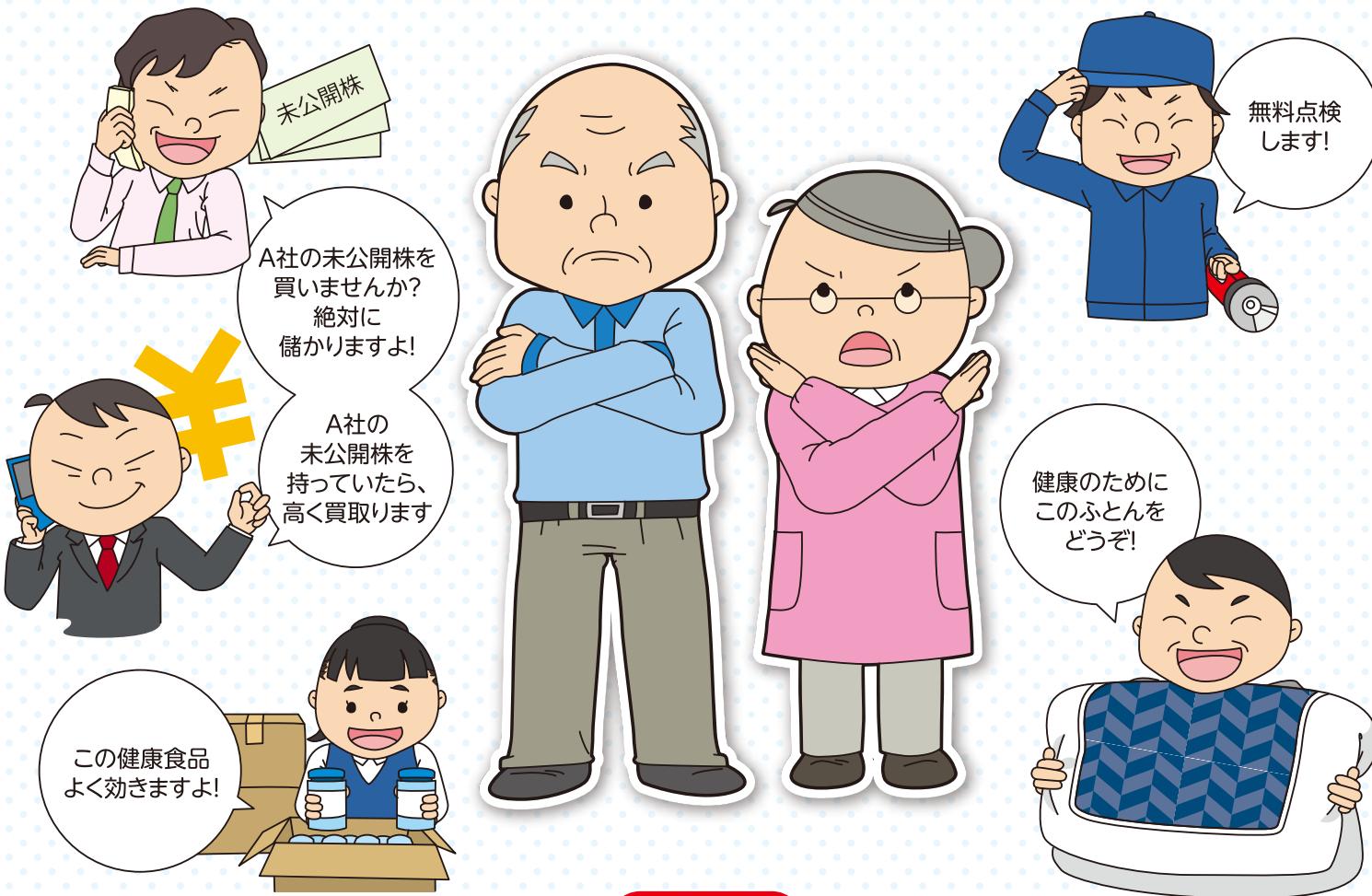
消費者ホットライン

- 電話番号／(0570) 064-370
- ※最寄りの消費生活相談窓口へつながります。

お年寄りのみなさん

あなたを狙う悪質商法 ～手口を知って自己防衛～

悪質業者は、「お金」「健康」「孤独」などの不安をあおり、親切にして信用させ、財産を狙います。



目 次

●投資勧誘	2	●消費者被害にあわないための6か条	6
●住宅リフォーム工事	3	●クーリング・オフ制度を利用しましょう	7
●ふとん販売、次々販売	4	●まわりの方々の見守りが 高齢者の消費者被害を防ぎます	8
●不当(架空)請求、ワンクリック請求	5	●困ったときは早めに相談しましょう	8
●催眠商法	6		

「値上がり確実」「必ず儲かる」を強調する
投資勧誘

主な商品・サービス

未公開株、社債、商品先物取引、
商品デリバティブ取引、
ファンド型投資など

こんな手口に注意!

- 「損はさせません」「必ず儲かる」「高く買い取る」「高利回り」など甘い言葉で説いています。
- 電話で複数の者が役割分担して次々に登場し、購買意欲をあおる「劇場型」と呼ばれる勧誘が目立っています。
- 一度契約すると、未公開株、社債、ファンドなど次から次へと契約を迫る悪質な事例もあります。
- 過去に被害にあった方に対して「被害回復」をうたって説くケースも目立ちます。

ケース1



ケース2



助言

- リスクもなく、資産を大きく増やせるようなうまい話はありません。
業者の言うことを鵜のみにしないこと。儲け話への説きはきっぱり断りましょう。
- 取引のしくみがわからないものには手をださないようにしましょう。
- 二次被害にあわないために、過去の契約情報をもとに「今までの損を取り返せる」などと勧説する業者の話は信じないようにしましょう。

無料で点検、点検後に不安をあおって
契約を迫る

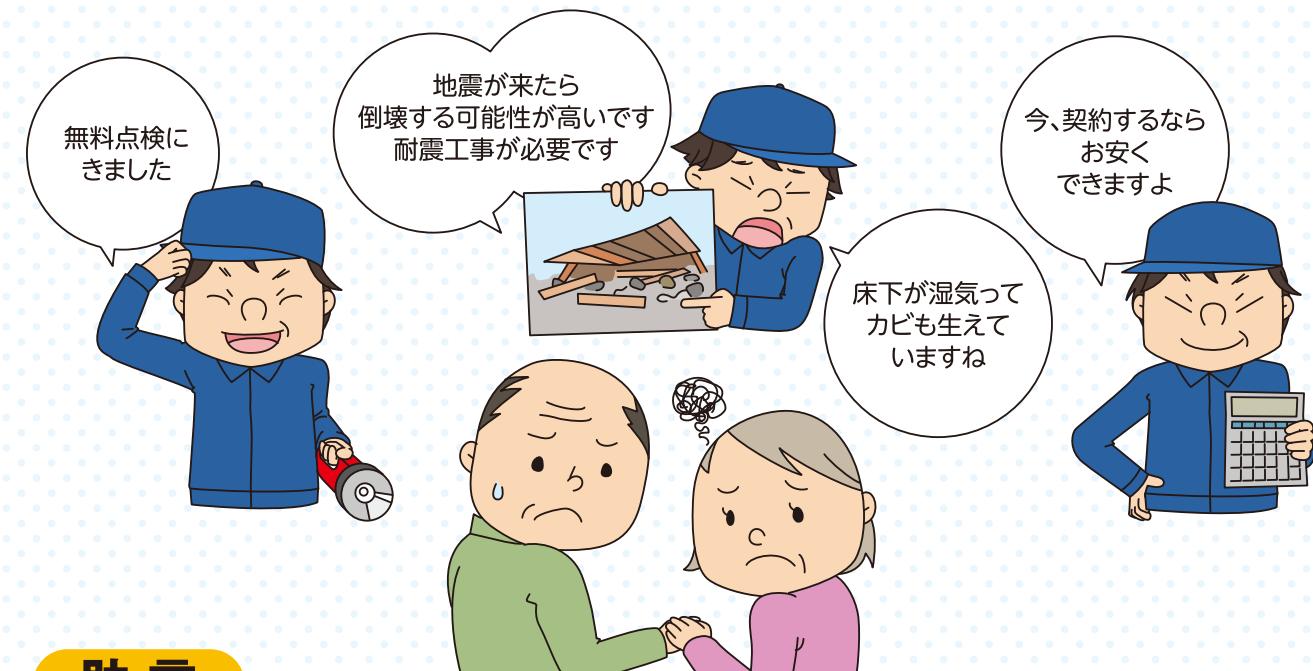
住宅リフォーム工事

主な商品・サービス

屋根工事、床下工事(床下換気扇、床下除湿剤等)、耐震工事など

こんな手口に注意!

- 「無料で点検する」「瓦がずれている」と言って訪問し、点検後に「今すぐ工事しないと危険」などと不安をあおって工事やサービスの契約を迫ります。
- 「あなただけ特別」「今なら特別価格」などの言葉で巧みに説いています。
- 一度契約すると、次から次へと契約を迫る悪質な事例もあります。



助言

- 突然「点検する」「無料で…します」と訪問されたら、十分警戒しましょう。
安易に家の中にいれてはいけません。
- 契約を急がせる業者は要注意です。その場で契約してはいけません。
数社から見積りをもらい、相場を調べてみることも大切です。
- 最初は「無料」と言いながら、勝手に作業して法外な料金を請求する悪質な業者もいます。
説明と違う、納得がいかないなどの場合は、代金をすぐに支払わずに、周りの人などに相談しましょう。
- 必要がなければ、きっぱり断りましょう。

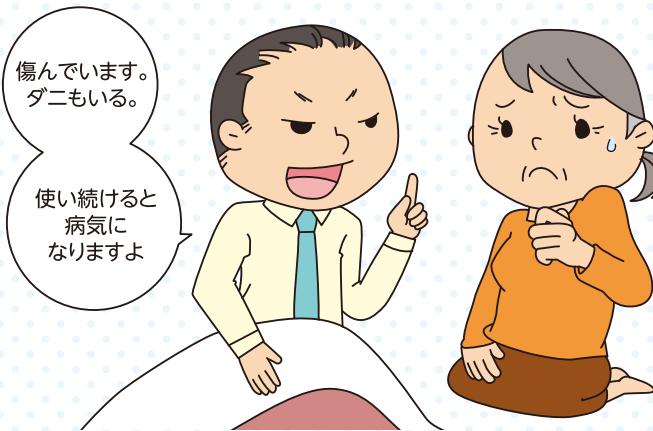
震災に便乗した悪質商法にご注意!

大規模な地震等の後には悪質商法が多数発生しています。災害発生地域だけが狙われるとは限りません。注意してください。

「クリーニング」と言って近づき点検、
不安をあおって新品を売りつける
ふとん販売

こんな手口に注意!

- 「格安でクリーニング」「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に「傷んでいる」「カビが生えている」「ダニがいる」「使い続けると病気になる」などと不安をあおって高額なふとんの購入契約を勧めます。
- 一度契約すると、次から次へと契約を迫る悪質な事例もあります。



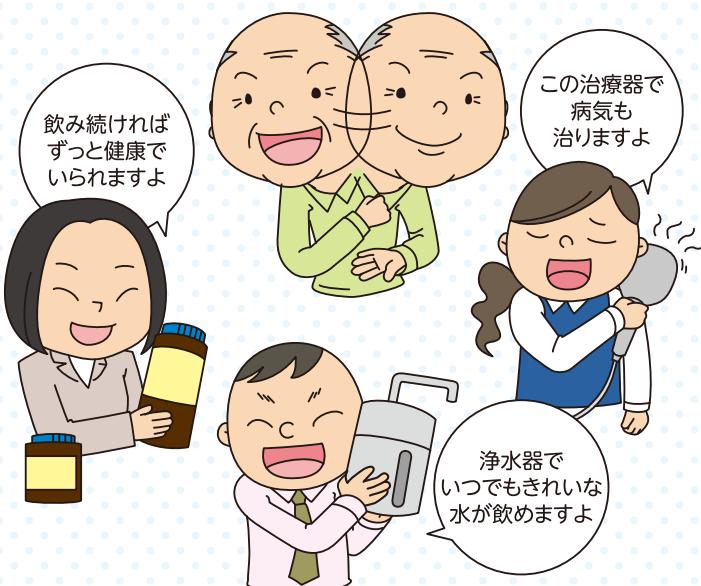
その他の商品・サービス
ふとん類(マット、カバー)、浄水器など

次から次へと商品を売りつける
次々販売

主な商品・サービス
健康食品、ふとん類、家庭用電気治療器、浄水器、
アクセサリー、和服、未公開株・社債など

健康食品のケース こんな手口に注意!

- 健康不安につけこみ、「病気にならない」などと言って健康食品などを高額で契約させます。一度、契約すると、ふとん類や家庭用電気治療器など健康に関連する商品を次々と勧めます。
- 複数の業者が自宅を訪れ、次々と商品を売りつける悪質なケースもあります。



助言

- 販売員が嘘の説明や大げさな説明をすることもあるので、話を鵜のみにしないようしましょう。
- 本当に必要なものか、よく考えてから契約しましょう。不審を感じたらきっぱりと断りましょう。
- 不安な場合は契約前に家族や信頼できる身近な人に相談しましょう。

不安にさせてお金を騙し取る
不当(架空)請求

こんな手口に注意!

- 心当たりのない会社などから、通販代金、有料サイト利用料、他社から譲渡された債権などの名目で封書・ハガキ・電子メールで請求されます。
- 公的機関に似た名称、弁護士などをかたる場合もあります。
- 「最終通告」「裁判後、財産差し押さえ」となど脅しともとれる言葉で不安をあおります。
- 「至急、連絡を!」と電話するよう誘います。



助言

- 利用していなければ、支払う必要はありません。
- 利用したかもしれない場合でも、根拠のある明細書付きの請求書がなければ、相手にする必要はありません。
- 請求者や差出人に連絡しないでください。連絡すると個人情報を相手に知らせることになり、相手はさらに執拗な請求を繰り返してきます。
- このような請求などがあった場合には、お金を振り込む前に、お近くの消費生活相談窓口や警察署に相談してください。

インターネット ボタンを押しただけで登録?

ワンクリック請求

こんな手口に注意!

- ホームページ閲覧中、無料画像などで巧みに有料ホームページに誘導され、年齢確認ボタンなどを押したとたんに、登録、料金請求の画面が出ます。



助言

- 利用規約を必ず読み、契約意思がないなら、そのホームページを閉じましょう。
- 一方的に、登録された場合、契約は成立していないので、事業者の請求に応じる必要はありません。
- お金を振り込む前に、お近くの消費生活相談窓口に相談してください。

得した気分にさせて、最後に高額商品を
売りつける

催眠商法

こんな手口に注意!

- 販売目的を隠して、「粗品をプレゼントします」と引換券を渡したり、「健康に関する講習会を開く」「新商品を紹介する」などと言って会場に人を集めます。
- 日用品などを無料で配ったり、格安で販売し、得した気分にさせて雰囲気を盛り上げてから、言葉巧みに高額商品を売りつけます。
- 会場に閉じ込めて、強引に契約を迫る場合もあります。

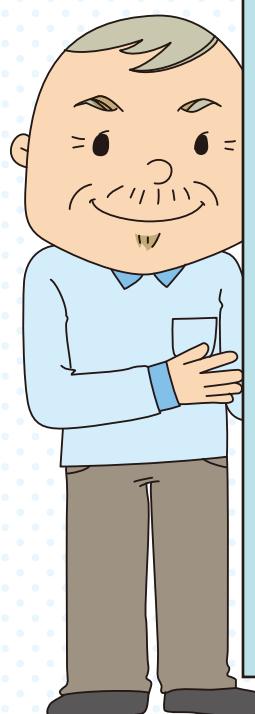
助言

- タダより高いものはありません。
- 誘いにのって、安易に会場に行かないこと。雰囲気に呑まれて冷静な判断ができなくなります。

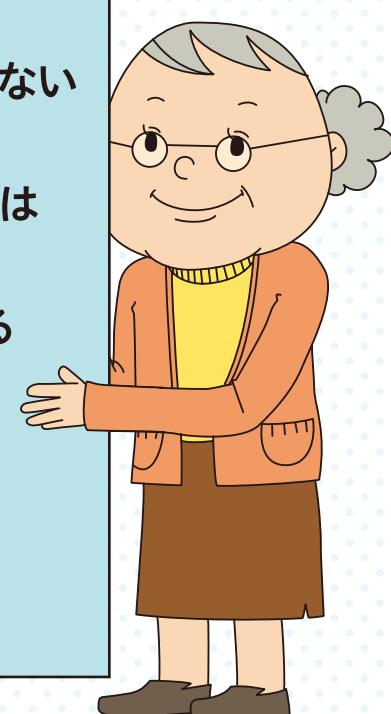


消費者被害にあわないための6か条

日ごろから次の6か条を守り、悪質商法の被害を未然に防止しましょう。



- 見知らぬ訪問者には注意して、家の中にいれない
- 知らない人の話し相手になったり、預貯金・年金・健康状態などのプライバシーは教えない
- 必要がなければ「いりません」ときっぱり断る
- その場で契約したり、お金を渡さず、落ち着いてよく考える
- 契約する前に、契約書や説明書をよく読む
- 家族や友人など信頼できる人に相談する



訪問販売や電話勧誘販売などによる契約の解除には クーリング・オフ制度を利用しましょう。

クーリング・オフ制度とは、訪問販売など消費者にとって不意打ちになるような取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、無条件で契約解除できる制度です。契約解除ができることを示す書面を受け取った日から8日間(いわゆるマルチ商法、内職・モニター商法は20日間)以内なら解除ができます。

クーリング・オフの効果

- 支払った金額は全額返金されます。
- 商品等の引き取りにかかる費用は事業者の負担となります。
- すでに工事が行われていても、事業者の負担で元に戻してもらえます。

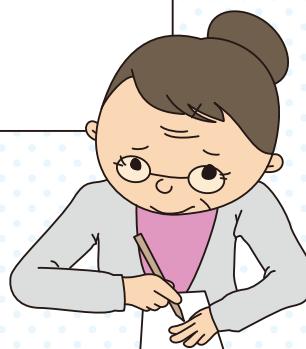
郵便番号	□□□□□
代表者様	○○市○○区○○町○○番地

クーリング・オフの方法

- 必ず書面で、契約を解除したい旨を書いて業者に通知します。
- 発信したことが証明できるように、はがきを「特定記録郵便」又は「簡易書留」で送ります。
- 証拠として、必ず両面のコピーをとっておき、「特定記録」や「簡易書留」の受領書と一緒に大切に保管しましょう。
- クレジット契約している場合には、クレジット会社へも書面を送りましょう。

※内容証明郵便で出す方法もあります。

販売会社名	右記日付の契約は解除します。 なお、速やかに支払い済みの商品を引き取つてください。	契約年月日
住所氏名	平成○○年○○月○○日	書面受領日
担当者氏名	平成○○年○○月○○日	商品名
会社名	平成○○年○○月○○日	契約金額
会社名	平成○○年○○月○○日	商品名
会社名	平成○○年○○月○○日	契約年月日
会社名	平成○○年○○月○○日	書面受領日
会社名	平成○○年○○月○○日	商品名
会社名	平成○○年○○月○○日	契約金額



クーリング・オフができない取引

消費者自らが店舗に出かけて品物を購入した場合など不意打ち性のない取引、3千円に満たない現金での買い物、化粧品・健康食品など消耗品の消費した部分、自動車・自動車リース、葬儀サービスなどはクーリング・オフ制度が適用されません。

あきらめないで!

事業者のウソや脅しによってクーリング・オフを妨害された場合は、期間が過ぎていても、その妨害が解消されるまではクーリング・オフができます。あきらめないで相談してください。

過量販売(訪問販売に限る)

平成21年12月1日以降、訪問販売で、通常では到底必要とは考えられない過剰な量の商品の購入等をさせられた場合、契約後1年間は契約の解除ができる制度ができました。困ったときはご相談ください。